

令和2年度 市民税・道民税申告書 (国民健康保険税)

受付印

恵庭市長 様

提出年月日

年	月	日

現住所		TEL () -		
令和2年 1月1日の住所	恵庭市	生年月日		
		明・大・昭 平・令		
フリガナ		個人番号	世帯主の氏名	続柄
氏名	(印)			

所得金額に関する事項

給与	勤務先名	収入金額	円	
	収入金額の合計	110	円	
公的年金等	支払者などの氏名・名称	収入金額	円	
	収入金額の合計	112	円	
雑所得 公的年金等以外	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所得金額
		円	円	円
		合計		円

※ その他の所得がある方は裏面に記載してください。

所得金額	事業業	101			
	農業	102			
	不動産	104			
	利子	105			
	配当	株	108		
		その他	186		
	給与	111			
	雑	年金	113		
		その他	116		
	総合譲渡時	114			
	合計	120			

※ 所得控除は所得税法の金額で記入してください。

所得から差し引かれる金額に関する事項

医療費控除	区分	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額			
		円	円			
社会保険控除	給与・年金天引き	健康保険	介護保険	国民年金	合計	
	円	円	円	円	円	
生命保険控除	新生命保険料の計	244	円	旧生命保険料の計	245	円
	新個人年金保険料の計	243	円	旧個人年金保険料の計	146	円
	介護医療保険料の計	246	円			
地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	156	円	
寡婦(寡夫)・本人障害・勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除	<input type="checkbox"/> 本人障害	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除			
	<input type="checkbox"/> 1.死別 <input type="checkbox"/> 2.離婚 <input type="checkbox"/> 3.生死不明	<input type="checkbox"/> 特別 <input type="checkbox"/> 普通	(学校名)			
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者氏名	生年月日	配偶者の合計所得金額			
		明・大・昭 平・令	153 円			
	個人番号	障害の区分				
		<input type="checkbox"/> 特別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 同特				
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)					

所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	143		
	小規模共済	144		
	生命保険料控除	145		
	地震保険料控除	147		
	寡婦・寡夫			0 000
	障害・勤学	281		0 000
	配偶者控除			0 000
	配偶者特別控除	152		0 000
	扶養控除			0 000
	雑損控除	140		
	医療費控除	区分	141	
	基礎控除			380 000
合計	155			

※ その他の控除がある方は裏面に記載してください。

扶養控除 (配偶者以外)	氏名	生年月日	控除額	続柄	同居・別居	障害の区分
		明・大・昭 平・令	万円		同・別	特別・普通・同特
	個人番号					
	氏名	生年月日	控除額	続柄	同居・別居	障害の区分
		明・大・昭 平・令	万円		同・別	特別・普通・同特
	個人番号					
	氏名	生年月日	控除額	続柄	同居・別居	障害の区分
		明・大・昭 平・令	万円		同・別	特別・普通・同特
	個人番号					

※ 個人番号(12桁)を記載してください。
※ 別居の場合は、その方の氏名と住所も裏面に記載してください。

↓ ※ この欄には記載しないでください。

本人該当	徴収区分
<input type="checkbox"/> 1. 特別障害	<input type="checkbox"/> 1. 給与特別徴収
<input type="checkbox"/> 2. 普通障害	<input type="checkbox"/> 2. 普通徴収
<input type="checkbox"/> 未成年者	寡婦夫
専従者	<input type="checkbox"/> 1. 寡婦
<input type="checkbox"/> 1. 青色申告	<input type="checkbox"/> 2. 寡夫
<input type="checkbox"/> 2. 白色申告	<input type="checkbox"/> 3. 特別寡婦
共通コード	

収入のなかった方の記載欄

令和元年中に収入のなかった方で、下記の事由にあてはまるものがありましたら、アルファベットを○で囲んで記載してください。

A. 下記の人に扶養されており、生活の援助を受けていました。

その方の住所 _____
その方の氏名 _____ あなたの続柄 _____

B. 令和2年1月1日現在学生でした。

学校名 _____

C. その他(該当するものを○で囲んでください。)

- イ. 遺族・障害年金
ロ. 雇用年金(失業保険) 平成 年 日から平成 年 日まで受給
ハ. 生活扶助 [令和2年1月1日現在受給中]

D. その他(該当するものを○で囲んでください。)

上記A~Cに該当されない方は、令和元年中の生活の状況を簡単に記載してください。

給与所得者で源泉徴収票のない方の内訳記載欄

手取り金額ではなく、支払総額を記載してください。(アルバイトやパート等も含みます。)

Table with columns: 働いていた勤務先名, 月収入, 社会保険料. Rows for months 1-12, 賞与(ボーナス等), and 合計.

事業・不動産・利子・配当所得に関する事項

Table with columns: 所得の種類, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費, 所得金額.

寄附金控除に関する事項

各欄には、それぞれ寄附した金額を記載してください。

Table for donation tax credit with columns for 都道府県, 市区町村, and 条例指定分.

※ 所得税と住民税では寄附金控除の対象及び控除方法が異なります。

総合譲渡・一時所得に関する事項

Table for comprehensive transfer and one-time income with columns for 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費, 差引金額, 特別控除額, 所得金額.

雑損控除に関する事項

Table for miscellaneous loss deduction with columns for 損害の原因, 損害年月日, 損害を受けた資産の種類など.

小規模企業共済等掛金控除に関する事項

Table for small business mutual fund contribution deduction with columns for 掛金の種類, 支払掛金.

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下記の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記載してください。

Table for dividend and stock transfer tax credit with columns for 配当割額控除額, 株式等譲渡所得割額控除額.

別居の控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

Table for separate residence tax credit with columns for 氏名, 住所.

給与所得・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の納税方法の選択

- 給与から差引(特別徴収)
自分で納付(普通徴収)
※65歳以上の方の公的年金等からの所得については、原則として年金からの特別徴収になります。(選択はできません)

1. 令和2年度市民税・道民税申告書 書き方

給与・年金所得者向け

マイナンバー制度導入による申告・申請などの変更点

平成29年度の市民税・道民税申告から、申告書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。

令和元年年分 給与所得の源泉徴収票

住所又は居所	恵庭市京町1234番地		
受給者番号	恵庭 太郎		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収税額
給与・賞与	480,000		0
※下記部分を省略いたします。			

令和元年年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は居所	恵庭市京町1234番地		
年金の種類	厚生労働省の公的年金		
所得区分	支払金額	源泉徴収税額	
所得区分	1,142,296	0	
※記載例では、厚生労働省の公的年金の他に国家公務員共済組合の公的年金がある場合としています。			

令和2年度 市民税・道民税申告書 (国民健康保険税)

受付印 恵庭市長様

現住所	恵庭市京町1234番地		
TEL	(0123) 33 - 3131		
生年月日	25. 5. 20		
フリガナ	恵庭 太郎	個人番号	123456789123

所得金額に関する事項

給与	収入金額	480,000
公的年金等	収入金額	1,142,296
雑所得	収入金額	2,501,963
合計	収入金額	4,124,259

2 給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得金額
から 650,999円まで	0円
651,000円	1,618,999円
1,619,000円	1,619,999円
1,620,000円	1,621,999円
1,622,000円	1,623,999円
1,624,000円	1,627,999円
1,628,000円	1,799,999円
1,800,000円	3,599,999円
3,600,000円	6,599,999円
6,600,000円	9,999,999円
10,000,000円以上	

5 公的年金に係る雑所得の速算表

【計算式】 a × b - c = 所得金額

年齢区分	a 公的年金等の収入金額	b 割合	c 控除額
昭和30年1月2日以後に生まれた人	700,001円 から 1,299,999円 まで	100%	700,000円
	1,300,000円 から 4,099,999円 まで	75%	375,000円
	4,100,000円 から 7,699,999円 まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
昭和30年1月1日以前に生まれた人	1,200,001円 から 3,299,999円 まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円 から 4,099,999円 まで	75%	375,000円
	4,100,000円 から 7,699,999円 まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

6 「医療費控除」
「支払った医療費等」から「保険金などで補てんされる金額」を差し引いてください。さらに所得金額の合計（申告書「120」の欄）の5%と10万円を比べて少ないほうの金額を差し引いてください。（セルフメディケーション税制を選択する場合は、区分欄に「1」を記載し12,000円を差し引いてください）

7 「社会保険料控除」
給与・年金から差し引きされている金額以外で、ご自身で納付書や口座振替にてお支払している国民健康保険や後期高齢者医療保険、任意継続保険などは「健康保険」欄、介護保険料は「介護保険」欄、国民年金保険料は「国民年金」欄にそれぞれ記入し、全ての合計を「合計」欄に記入してください。（給与・年金から差し引きされている金額（A+B）は「給与・年金天引き」欄に記入）

8 「生命保険料控除、地震保険料控除」
保険会社が作成した控除証明書に記載されている控除対象金額（支払金額）を記入してください。計算式は裏面をご覧ください。
※介護医療保険と社会保険の介護保険は別のものとなります。

所得控除

医療費控除	92,345	20,000
社会保険料控除	59,400	223,600
生命保険料控除	244	245
地震保険料控除	156	
合計	155	1,377,947

配偶者控除

配偶者氏名	恵庭 花子	生年月日	25. 3. 3	配偶者の合計所得金額	153
控除額	380,000	控除額	0	控除額	0

9 「寡婦（寡夫）控除」「障害者控除」「勤労学生控除」
寡婦（寡夫）控除とは配偶者と離婚や死別された場合に一定の条件を満たしているときにとれる控除です。詳しくは裏面をご覧ください。
障害者控除は、本人もしくは扶養されている方が障害者手帳などをお持ちの場合にとれる控除です。詳しくは裏面をご覧ください。
寡婦（寡夫）控除、障害者控除、勤労学生控除に該当する場合はそれぞれチェックをつけて該当する欄に控除額を記入してください。

12 「所得から差し引かれる金額」
各控除額の計算については裏面をご参照ください。記入については所得税法の控除金額で記入してください。市・道民税額の計算の際には、市・道民税の控除額に読み替えて計算させていただきます。

10 「配偶者控除」「配偶者特別控除」
配偶者の方の氏名、個人番号、生年月日、合計所得金額を記入してください。控除額については裏面をご覧ください。合計所得金額が38万円以下で障害者に該当する場合は、区分と「障害・勤学」欄に控除額を記入してください。

11 「扶養控除」
扶養されている方の氏名、個人番号、生年月日、控除額、続柄、同居か別居かを記入してください。控除額については裏面をご覧ください。扶養者の合計所得金額が38万円以下で障害者に該当する場合は、区分と「障害・勤学」欄に控除額を記入してください。

2. 所得控除 (所得から差し引かれる金額) について

市民税・道民税申告書には、
所得税の控除額でご記入願います

6 医療費控除

所得税と市・道民税の控除額は同じです。

$$\left[\begin{array}{l} \text{支払った医療費の総額} \\ - \text{保険金などで補てんされる金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} 10\text{万円} \\ \text{(所得金額の合計額が200万円} \\ \text{までの場合は所得の合計の5\%)} \end{array} \right] = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)}$$

※セルフメディケーション税制を選択する場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{支払ったスイッチOTC医薬品の総額} \\ - \text{保険金などで補てんされる金額} \end{array} \right] - 12,000\text{円} = \text{控除額} \\ \text{(最高88,000円)}$$

◎詳しい内容については、恵庭市ホームページ又は税務課窓口に備え付けのパンフレットをご確認ください。

7 社会保険料控除

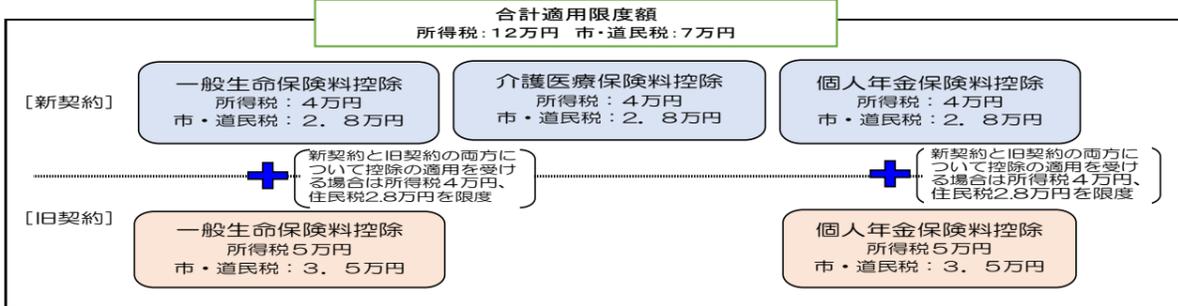
所得税と市・道民税の控除額は同じです。

令和元年中に支払った社会保険料の合計金額

8 生命保険料控除

I 新契約(平成24年1月1日以降に契約した生命保険、個人年金保険、介護医療保険)		住民税	
所得税	控除額	所得税	控除額
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料の金額	12,000円以下	支払保険料の金額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円	12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
80,000円超	40,000円(上限)	56,000円超	28,000円(上限)

II 旧契約(平成23年12月31日以前に契約した生命保険、個人年金保険)		住民税	
所得税	控除額	所得税	控除額
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料の金額	15,000円以下	支払保険料の金額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円	15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
100,000円超	50,000円(上限)	70,000円超	35,000円(上限)



◎下記表参照に計算すると便利です。↓

区分	金額	計算式	限度額	所得税	市・道民税
一般生命保険料控除	新保険料等の金額の合計額	A	円	Aの金額を上記計算式I(新保険料等)に当てはめて計算した金額	① (最高40,000円)
	旧保険料等の金額の合計額	B	円	Bの金額を上記計算式II(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	② (最高50,000円)
介護医療保険料控除	保険料等の金額の合計額	C	円	Cの金額を上記計算式I(新保険料等)に当てはめて計算した金額	③ (最高40,000円)
	個人年金保険料控除	D	円	Dの金額を上記計算式I(新保険料等)に当てはめて計算した金額	④ (最高40,000円)
個人年金保険料控除	新保険料等の金額の合計額	D	円	Dの金額を上記計算式I(新保険料等)に当てはめて計算した金額	④ (最高40,000円)
	旧保険料等の金額の合計額	E	円	Eの金額を上記計算式II(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	⑤ (最高50,000円)

生命保険料控除合計(①+③+④) ※最高12万円まで

地震保険料控除

区分	【所得税】控除額			【市・道民税】控除額		
	支払金額	計算式	限度額	支払金額	計算式	限度額
地震保険	1円以上	全額控除できる	5万円	1円以上	支払保険料×1/2	2万5千円
旧長期損害保険	1万円以下	全額控除できる	1万5千円	5千円以下	全額控除できる	1万円
	1万1円~2万円	支払保険料×1/2+5千円		5千円~1万5千円	支払保険料×1/2+2千5百円	
	2万1円以上	一律1万5千円		1万5千円以上	一律1万円	
合わせて	合計(最高5万円まで)			合計(最高2万5千円まで)		

※旧長期損害保険料~平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(地震保険料控除証明書をご確認ください。)

9 寡婦(寡夫)控除

「寡婦・寡夫控除」の控除額と条件

区分	女性		男性	
	寡婦	特定の寡婦	寡夫	死別 ※1 または離婚
死別した人 ※1	離婚した人	死別または離婚	死別 ※1 または離婚	死別 ※1 または離婚
本人	本人	本人	本人	本人
合計所得金額が500万円以下	合計所得金額が500万円以下	合計所得金額が500万円以下	合計所得金額が500万円以下	合計所得金額が500万円以下
控除額	所得税 27万円 市・道民税 26万円	所得税 35万円 市・道民税 30万円	所得税 27万円 市・道民税 26万円	所得税 27万円 市・道民税 26万円

※1 生死が明らかでない(生死不明)一定の人も含まれます

※2 合計所得金額が38万円以下の生計を一にする子供で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていないことが必要です。

障害者控除

特別障害者は身体障害1・2級、療育A、精神障害1級、介護認定4・5が該当となります。

区分	【所得税】控除額			【市・道民税】控除額		
	普通障害者	特別障害者	同居特別障害者	普通障害者	特別障害者	同居特別障害者
本人	27万円	40万円	75万円	26万円	30万円	53万円
扶養(※)1人につき	27万円	40万円	75万円	26万円	30万円	53万円

※16歳未満の年少扶養親族も控除対象となります。

勤労学生控除

合計所得金額が65万円より多い方や勤労によらない所得が10万円より多い方は控除を受けることはできません。

控除額	所得税	市・道民税
	27万円	26万円

10 配偶者控除・配偶者特別控除

※申告者の令和元年中の合計所得が1,000万円を超える場合、配偶者控除・配偶者特別控除は控除の対象とはなりません。同一生計配偶者となり住民税を計算する上で、扶養扱いになります。同一生計配偶者に該当する場合は申告書表面「同一生計配偶者」欄にレ点で記入します。

〈判定表〉

申告者の令和元年中の合計所得金額	配偶者の令和元年中の合計所得金額
(A) 900万円以下(給与収入の場合1,120万円以下)	① 38万円以下かつ年齢70歳以上(昭25.1.1以前生)
(B) 900万円超950万円以下(給与収入の場合1,120万円超1,170万円以下)	② 38万円以下かつ年齢70歳未満(昭25.1.2以後生)
(C) 950万円超1,000万円以下(給与収入の場合1,170万円超1,220万円以下)	③ 38万円超85万円以下
	④ 85万円超123万円以下

上記の判定表より、申告者の合計所得金額(A)~(C)、配偶者の合計所得金額①~④それぞれどちらに該当するかを確認の上、下記の控除額表に当てはめて控除金額をご確認ください。

〈控除額表〉

区分	配偶者控除			配偶者特別控除										
	①	②	③	④										
				85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下			
(A)	48万円 (38万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	36万円 (33万円)	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円			
(B)	32万円 (26万円)	26万円 (22万円)	26万円 (22万円)	24万円 (22万円)	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円			
(C)	16万円 (13万円)	13万円 (11万円)	13万円 (11万円)	12万円 (11万円)	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円			

11 扶養控除

所得金額の確認は表面をご参照下さい。

※()内は住民税控除額。その他は所得税控除・住民税控除同額。

扶養親族の合計所得金額が38万円以下である場合適用となります。(死亡している場合は死亡日までの現況となります。)

区分	対象生年月日	所得税	市・道民税
老人扶養親族	70歳以上	48万円	38万円
	S25.1.1以前	58万円	45万円
一般の控除対象扶養親族	23~69歳	38万円	33万円
特定扶養親族	19~22歳	63万円	45万円
一般の控除対象扶養親族	16~18歳	38万円	33万円
年少扶養親族	16歳未満	0円	0円

全ての方に適用される控除です。

基礎控除	控除額	所得税	市・道民税
		38万円	33万円

給与・年金以外の所得やその他の控除
(寄附金など)がある場合はお問い合わせ願います

~お問い合わせ先~
恵庭市京町1番地
恵庭市役所 税務課 市民税担当(18番窓口)
0123-33-3131(内線1414、1415)